

議案第 6 5 号

令和 3 年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算
認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 3 年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度岩倉市上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗